

議長／皆さん、おはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1．常襲水害地対策特別委員会の設置及び委員の選任、日程第2．議会改革等調査特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

特別委員会の2件は、各会派の代表者会議において協議を行い、議会運営委員会で2件の特別委員会を設置することに意見の一致を見ました。

よって、常襲水害地対策特別委員会委員6名、議会改革等調査特別委員会委員6名をもって構成する特別委員会を設置し、それぞれの事件に関連する問題の調査・検討事項を付託の上、閉会中も継続して、調査・検討することにいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、2件のそれぞれの事件に関連する問題の調査・対策に関する事件は、常襲水害地対策特別委員会委員6名、議会改革等調査特別委員会委員6名をもって構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して、調査・対策にあたることを決定いたしました。次にお諮りいたします。

ただいま設置いたしました、2件の特別委員会の委員の選任については、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

よって、常襲水害地対策特別委員会委員に1番 坂口議員、6番 吉原議員、14番 宮本議員、16番 山口昌宏議員、17番 川原議員、18番 牟田議員の以上6名を、議会改革等調査特別委員会委員に2番 豊村議員、5番 江口議員、9番 吉川議員、11番 松尾陽輔議員、15番 松尾初秋議員、20番 江原議員の以上6名を、それぞれ指名いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、特別委員会委員にそれぞれ選任することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま設置いたしました2件の特別委員会の調査・対策の期間は、本会議がそれぞれの事件の終了を議決するまで継続して行うことにいたしたいと思います。
これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって2件の特別委員会の調査検討の期間は、本会議がそれぞれ付託しました事件の調査検討の終了を議決するまで継続して行うことに決定いたしました。
特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

静かに。

ただいま、各特別委員会委員長より、正副委員長互選の結果について報告がありましたので、御報告いたします。

常襲水害地対策特別委員会委員長に18番 牟田議員、同副委員長に16番 山口昌宏議員、議会改革等調査特別委員会委員長に15番 松尾初秋議員、同副委員長に2番 豊村議員、以上のとおりでございます。

日程第3. 選挙第3号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第2項の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから組合議会議員2名の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との2つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。

この選挙については指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定いたしました。

それでは、私において指名をいたします。

9番 吉川議員、17番 川原議員の両名を指名いたします。

ただいま指名いたしました9番 吉川議員、17番 川原議員を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって9番 吉川議員、17番 川原議員が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました9番 吉川議員、17番 川原議員が議場におりますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました両名がいらっしゃいますので、当選の承諾の旨の挨拶をお願いいたします。

まず、合っていました。

9番 吉川議員

吉川議員／皆さん、おはようございます。

杵藤広域圏組合の議員として承認をいただきまして、ありがとうございます。

武雄市の代表として頑張ってまいりますので、よろしく願いいたします。

議長／次に、17番 川原議員

川原議員／おはようございます。

ただいま、指名推選をいただきました川原でございます。

しっかり務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長／どうもありがとうございました。

日程第4．選挙第4号 杵東地区衛生処理場組合議会議員の選挙を行います。

杵東地区衛生処理場組合同約第7条の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから組合議会議員2名の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との2つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。

この選挙については指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定いたしました。

それでは、私において指名をいたします。

10番 末藤議員、12番 池田議員の両名を指名いたします。

ただいま指名いたしました、10番 末藤議員、12番 池田議員を杵東地区衛生処理場組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、10番 末藤議員、12番 池田議員が杵東地区衛生処理場組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、10番 末藤議員、12番 池田議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました両名がいらっしゃいますので、当選承諾の旨の挨拶をお願いいたします。

まず、10番 末籐議員

宮本君、静かに。

末籐議員／末籐でございます。

ただいま杵東地区衛生処理場組合議会議員に推選いただき、ありがとうございました。

恥じのないようにですね、武雄市の責任としてしっかり頑張ってまいりますので、どうかよろしくをお願いします。

ありがとうございました。

議長／次に、12番 池田議員

池田議員／おはようございます。

杵東地区衛生処理場組合議会議員にただいま承認されました。

本当に武雄の市議会の代表としてですね、頑張っていきたいと思います。

今後ともよろしくお願いいいたします。

ありがとうございます。

議長／どうもありがとうございました。

日程第5．選挙第5号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

杵島工業用水道企業団規約第5条第1項の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから1名の企業団議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との2つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。

この選挙については指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定いたしました。

それでは、私において指名をいたします。

7番 上田議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました、7番 上田議員を杵島工業用水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって7番 上田議員が杵島工業用水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、7番 上田議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました、7番 上田議員、当選の承諾の旨の挨拶をお願いいたします。

上田議員／おはようございます。

上田でございます。

頑張りたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長／どうもありがとうございました。

日程第6．選挙第6号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条及び第9条の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから広域連合議会議員1名の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との2つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。

この選挙につきましては指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定いたしました。

それでは、私において指名をいたします。

18番 牟田議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました、18番 牟田議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

議長／御異議なしと認めます。

よって、18番 牟田議員が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、18番 牟田議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました、18番 牟田議員、当選承諾の旨の挨拶をお願いいたします。

牟田議員／しっかり審議してまいります。

議長／どうもありがとうございました。

日程第7．選挙第7号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

佐賀県西部広域環境組合同約第6条の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから組合議会議員2名の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選との2つがあります。

そこで、お諮りいたします。

この選挙については指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定いたしました。

それでは、私において指名をいたします。

11番 松尾陽輔議員、15番 松尾初秋議員、両名を指名いたします。

ただいま指名いたしました、11番 松尾陽輔議員、15番 松尾初秋議員を佐賀県西部広域環境組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、11番 松尾陽輔議員、15番 松尾初秋議員が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました11番 松尾陽輔議員、15番 松尾初秋議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました両名がいらっしゃいますので、当選の承諾の旨の挨拶をお願いいたします。

11番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／おはようございます。

しっかりと責務を果たしてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／おはようございます。

最初からおりますけれど、ちょっと長いかもわかりませんが、頑張ります。

終わり。

議長／どうもありがとうございました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。